

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

### (趣旨)

**第1条** この基準は、市民の教育、芸術文化、スポーツ等の振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。

### (許可基準)

**第2条** 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

**2** 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

### (申請)

**第3条** 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

### (承認と通知)

**第4条** 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあつては、教育部部長

(その相当職を含む。)。次項及び第6条において同じ。)の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。

2 主管課長は、教育長の決裁又は教育委員会の審議の結果、適当と認めるときは後援名義使用許可通知書(様式2)により、不適当と認めるときは後援名義使用不許可通知書(様式第3)により、それぞれ申請者に対して通知する。

3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により承認を行うときは、必要な条件を付することができる。

#### (変更)

**第5条** 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者(以下「後援決定者」という。)は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の変更の内容が、第2条各項の許可基準等に関連する場合は、主管課長は改めて審査をしなければならない。

#### (許可の取消し)

**第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

(1) 後援決定者が前条の規定による届出をしないとき。

(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が後援決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適当であると認めるとき。

#### (報告)

**第7条** 後援決定者は、後援された行事を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施(中止)報告書(様式第4)を主管課長に提出しなければならない。

#### 付 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。